



金 沢 市 公 報

号外第10号の3

平成30年(2018年)3月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | | | |
|--------------------------------|-----------|-----------------------------|-------------|
| ◎ 目 次 | ページ | ○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 | |
| ● 条 例 | | (") | 2 |
| ○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 | (人 事 課) 1 | ○金沢市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例 | (企画調整課) 3 |
| ○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | (") 1 | ○金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例 | (生涯学習課) 4 |
| ○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | (財 政 課) 2 | ○金沢市体育施設条例等の一部を改正する条例 | (スポーツ振興課) 4 |

条 例

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第7号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,802人」を「1,800人」に、「398人」を「395人」に、「選挙管理委員会の事務部局の職員 6人」を「選挙管理委員会の事務部局の職員 7人」に、「418人」を「422人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第8号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「保健局」を「農林水産局又は保健局」に改める。

第29条第2項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第29条第2項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

- 2 改正後の第29条第2項第3号及び第4号の規定は、平成30年1月1日から適用する。
- 3 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて平成30年1月1日以後の分として支給された教員特殊業務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第9号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

| | |
|---------------|---------------------------|
| スポーツ施設再整備積立基金 | スポーツ施設の再整備に充てる資金を積み立てるため。 |
|---------------|---------------------------|

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第10号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第24号の3の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---------------|
| (24)の3の2 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 | 1件につき 63,000円 |
| (24)の3の3 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査 | 1件につき 33,000円 |

別表第86号の項中「、第8項ただし書」を削り、「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に、「第48条第14項ただし書」を「第48条第15項ただし書」に改め、同表第88号の2の項、第89号の項、第95号の項、第97号の2の項、第98号の項、第103号の項及び第110号の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表第118号の項

中「530,000円」を「570,000円」に、

| |
|----------------|
| 1件につき 830,000円 |
|----------------|

を

| |
|-----|
| 1件に |
|-----|

つき 880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表第123号の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表第125号の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第11号

金沢市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

金沢市公立大学法人評価委員会条例（平成21年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第12号

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例

(金沢市公民館設置条例の一部改正)

第1条 金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号)の一部を次のように改正する。
別表地区公民館の表金沢市鞍月公民館の項を次のように改める。

| | |
|----------|--------------|
| 金沢市鞍月公民館 | 金沢市直江南1丁目1番地 |
|----------|--------------|

(金沢市児童館条例の一部改正)

第2条 金沢市児童館条例(昭和39年条例第47号)の一部を次のように改正する。
第3条の表金沢市立鞍月児童館の項を次のように改める。

| | |
|-----------|--------------|
| 金沢市立鞍月児童館 | 金沢市直江南1丁目1番地 |
|-----------|--------------|

(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部改正)

第3条 金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例(昭和54年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表金沢市鞍月老人憩の家の項を次のように改める。

| | |
|------------|--------------|
| 金沢市鞍月老人憩の家 | 金沢市直江南1丁目1番地 |
|------------|--------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市体育施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第13号

金沢市体育施設条例等の一部を改正する条例

(金沢市体育施設条例の一部改正)

第1条 金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号)の一部を次のように改正する。
第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項を次のように改める。

体育施設及び附属設備を使用しようとする者は、第12条第2項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

第6条第5項中「使用料は」を「利用料金は、」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、指定管理者は」を加え、「その」を「当該既納の利用料金の」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「第2項」を「第4項」に、「使用料を別表第4に定めるところにより」を「利用料金を指定管理者が市長の承認を受けて」に、「納付す

る」を「支払う」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の定めるところにより、利用料金を減免することができる。

第6条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「使用料を納付させる」を「利用料金を支払わせる」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項に規定する使用料（以下「使用料」という。）」を「利用料金」に、「承認の際に」を「承認の際」に、「に納付しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第9条の2中「市長」を「指定管理者」に改め、「ため、」の次に「市長の承認を受けて」を加える。

第10条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第2第1項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同項の表の備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表の備考中「の2倍」を「額の2倍」に改め、別表第2第2項中「基本使用料は」を「基本利用料金は」に、「基本使用料の」を「基本利用料金の額の」に改め、同表第3項中「基本使用料（」を「基本利用料金（」に、「基本使用料に」を「基本利用料金に」に、「基本使用料の」を「基本利用料金の額の」に改め、同表第4項中「基本使用料（」を「基本利用料金（」に、「基本使用料を」を「基本利用料金を」に、「基本使用料の」を「基本利用料金の額の」に改め、同表第5項及び第7項第2号中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2の2第1項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同項の表中「使用料」を「利用料金」に改め、別表第2の2第2項中「基本使用料（」を「基本利用料金（」に、「基本使用料を」を「基本利用料金を」に、「基本使用料と」を「基本利用料金と」に、「基本使用料が」を「基本利用料金が」に、「基本使用料）」を「基本利用料金の額の」に改め、同表第3項中「基本使用料（」を「基本利用料金（」に、「基本使用料並びに」を「基本利用料金並びに」に、「基本使用料を」を「基本利用料金を」に、「基本使用料の」を「基本利用料金の額の」に改め、同表第4項、第5項及び第7項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2の3中「1箇月使用券の使用料」を「1か月使用券の利用料金」に、「料金を」を「利用料金」に改め、同表の備考第2項中「1箇月」を「1か月」に改める。

別表第3中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第4を削る。

（金沢市中央公民館使用料条例の一部改正）

第2条 金沢市中央公民館使用料条例（昭和38年条例第5号）の一部を次のように改正す

る。

第2条第2項中「者」の次に「(松声庵の使用の承認を受けた者を除く。)」を加え、「別表」を「別表第1」に改め、同条第3項中「既に納付した」を「既納の」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、市長は」を加え、「その」を「当該既納の使用料の」に改める。

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

第4条 第2条第1項の承認を受けた者(松声庵の使用の承認を受けた者に限る。)は、金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号)第14条第5項の規定により教育委員会が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その使用に係る利用料金(以下「使用料金」という。)を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、第2条第1項の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、当該使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

5 既納の使用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料金の全部又は一部を還付することができる。

第5条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の定めるところにより、使用料金を減免することができる。

別表第1項第1号の表松声庵の項を削り、別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第4条関係)

1 基本使用料金

| 区分 | | 使用時間区分 | | |
|-----|----------------|------------------------|--------------------------|--------|
| | | 午前 (午前9時から 正午まで) | 午後 (午後1時から 午後5時まで) | |
| 松声庵 | 全室を使用する場合 | 2,700円 | 3,240円 | |
| | 区分して使用 する場合 | 茶室 | 1,080円 | 1,290円 |
| | | 第1和室 | 1,080円 | 1,290円 |
| | | 第2和室 | 540円 | 640円 |
| | 第3和室 | 540円 | 640円 | |

2 冷房又は暖房の装置を使用するときは、基本使用料金の3割に相当する額を別に徴収する。

摘要

1 この表の各項の規定による額の合算額(この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料金とする。

2 前項の使用料金の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

(金沢市立中村記念美術館条例の一部改正)

第3条 金沢市立中村記念美術館条例(昭和50年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「(観覧料金等)」に改め、同条中「入場料又は茶室若しくは旧中村邸の使用料を納入しなければ」を「第14条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その観覧に係る利用料金(以下「観覧料金」という。)又は茶室若しくは旧中村邸の使用に係る利用料金(以下「使用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観覧料金及び使用料金(次条第1項を除き、以下「観覧料金等」という。)は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第6条第1項を次のように改める。

観覧料金及び使用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第6条第2項中「の入場料」を「の観覧料金」に、「市長がそのつど入場料の額を別に定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第6条の2本文中「入場料」を「観覧料金」に、「に、茶室及び旧中村邸の使用料」を「、使用料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「入場料又は当該使用料」を「観覧料金等」に改める。

第7条の見出し中「入場料等」を「観覧料金等」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「入場料又は茶室若しくは旧中村邸の使用料(以下「入場料等」という。)」を「市長の定めるところにより、観覧料金等」に改める。

第8条の見出し及び同条本文中「入場料等」を「観覧料金等」に改め、同条ただし書中「市長において」を「指定管理者は、」に、「その」を「当該既納の観覧料金等の」に改める。

第9条中「入場者」を「美術館を利用する者」に改める。

第12条中「(昭和22年法律第67号)」及び「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削る。

別表中「入場料」を「観覧料金」に、「使用料」を「使用料金」に改める。

(金沢くらしの博物館条例の一部改正)

第4条 金沢くらしの博物館条例(昭和53年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「(観覧料金)」に改め、同条中「観覧料を納入しなければ」を「第10条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その観覧に係る利用料金(以下「観覧料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第5条の2第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第5条の2第2項中「の観覧料」を「の観覧料金」に、「市長がその都度観覧料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第5条の3本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第6条の見出し中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「市長の定めるところにより、観覧料金」に改める。

第6条の2の見出し及び同条本文中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第8条中「(昭和22年法律第67号)」及び「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削る。

別表中「観覧料」を「観覧料金」に改める。

(金沢市立安江金箔工芸館条例の一部改正)

第5条 金沢市立安江金箔工芸館条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「(観覧料金)」に改め、同条中「入場料を納入しなければ」を「第17条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その観覧に係る利用料金(以下「観覧料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第6条第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第6条第2項中「の入場料」を「の観覧料金」に、「よりがたいときは」を「より難しいときは」に、「市長がそのつど入場料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第6条の2本文中「入場料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「入場料」を「観覧料金」に改める。

第7条の見出し中「入場料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「入場料」を「市長の定めるところにより、観覧料金」に改める。

第8条の見出し及び同条本文中「入場料」を「観覧料金」に改め、同条ただし書中

「市長」を「指定管理者」に、「その」を「当該既納の観覧料金の」に改める。

第9条中「入場者」を「入館者」に改める。

第15条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中「入場料」を「観覧料金」に改める。

（金沢卯辰山工芸工房条例の一部改正）

第6条 金沢卯辰山工芸工房条例（平成元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の前の見出しを「（入場料金）」に改め、同条中「の展示資料を観覧しよう」を「に入場しよう」に、「入場料を納入しなければ」を「第17条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に対し、その入場に係る利用料金（以下「入場料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入場料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第7条を次のように改める。

第7条 入場料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第7条の2本文中「入場料」を「入場料金」に、「観覧」を「入場」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「入場料」を「入場料金」に改める。

第11条を次のように改める。

（使用料金）

第11条 使用者は、指定管理者に対し、工芸工房の使用に係る利用料金（以下「使用料金」という。）を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

第12条の見出し中「入場料等」を「入場料金等」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「入場料又は使用料」を「市長の定めるところにより、入場料金又は使用料金」に改める。

第13条の見出し中「入場料等」を「入場料金等」に改め、同条本文中「入場料」を「入場料金」に、「使用料」を「使用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「入場料」を「入場料金」に、「使用料」を「使用料金」に改める。

第15条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1中「入場料」を「入場料金」に改める。

別表第2中「使用料」を「使用料金」に改める。

(金沢ふるさと偉人館条例の一部改正)

第7条 金沢ふるさと偉人館条例(平成5年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「(観覧料金)」に改め、同条中「入場料を納入しなければ」を「第12条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その観覧に係る利用料金(以下「観覧料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第6条第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第6条第2項中「の入場料」を「の観覧料金」に、「市長がそのつど入場料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第6条の2本文中「入場料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「入場料」を「観覧料金」に改める。

第7条の見出し中「入場料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「入場料」を「市長の定めるところにより、観覧料金」に改める。

第8条の見出し及び同条本文中「入場料」を「観覧料金」に改め、同条ただし書中「市長において」を「指定管理者は、」に、「その」を「当該既納の観覧料金の」に改める。

第9条中「入場者」を「入館者」に改める。

第10条中「(昭和22年法律第67号)」及び「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削る。

別表中「入場料」を「観覧料金」に改める。

(金沢市額谷ふれあい体育館条例の一部改正)

第8条 金沢市額谷ふれあい体育館条例(平成6年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

体育館を使用しようとする者は、第15条第2項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第9条第5項本文中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「使用料を納付した」を「指定管理者は、利用料金を支払った」に、「その」を「当該既納の利用料

金の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「市長」を「指定管理者」に、「使用料を納付させる」を「利用料金を支払わせる」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「使用料は、使用の承認の際に納付しなければ」を「利用料金は、団体使用の場合にあっては使用の承認の際、個人使用の場合にあっては使用の際、支払わなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「とおり」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「市長の定めるところにより、利用料金」に改める。

第11条の見出し中「納付等」を「支払等」に改め、同条第1項中「使用料」を「利用料金」に、「納付する」を「支払う」に改める。

第13条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表第2項中「基本使用料（）」を「基本利用料金（）」に、「基本使用料に」を「基本利用料金に」に、「基本使用料の」を「基本利用料金の額の」に改め、同表第3項及び第4項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「利用料金」に改める。

（金沢市民芸術村条例の一部改正）

第9条 金沢市民芸術村条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（使用料金）

第10条 使用者は、第17条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その使用に係る利用料金（以下「使用料金」という。）を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

第11条の見出し中「使用料」を「使用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「市長の定めるところにより、使用料金」に改める。

第12条の見出し及び同条本文中「使用料」を「使用料金」に改め、同条ただし書中「市長が」を「指定管理者は、」に、「使用料」を「使用料金」に改める。

第15条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1項中「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同表第2項中「おける使用料」を「おける使用料金」に改め、同項各号中「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同表第3項中「おける使用料」を「おける使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「使用料金」に改める。

(金沢市牧山ガラス工房条例の一部改正)

第10条 金沢市牧山ガラス工房条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(使用料金)

第8条 使用者は、第15条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その使用に係る利用料金(以下「使用料金」という。)を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

第9条の見出し中「使用料」を「使用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「市長の定めるところにより、使用料金」に改める。

第10条の見出し及び同条本文中「使用料」を「使用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「使用料金」に改める。

第13条中「(昭和22年法律第67号)」及び「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削る。

別表第1項中「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同表第2項中「使用料は」を「使用料金は」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「使用料金」に改める。

(金沢市異業種研修会館条例の一部改正)

第11条 金沢市異業種研修会館条例(平成11年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「前納しなければ」を「利用の承認の際、支払わなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「利用料金」の次に「の額」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

(泉鏡花記念館条例の一部改正)

第12条 泉鏡花記念館条例(平成11年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「(観覧料金)」に改め、同条中「観覧料を納入しなければ」を「第12条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))」に対し、その

観覧に係る利用料金（以下「観覧料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第6条第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第6条第2項中「の観覧料」を「の観覧料金」に、「市長がそのつど観覧料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第6条の2本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第7条の見出し中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「市長の定めるところにより、観覧料金」に改める。

第8条の見出し及び同条本文中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第10条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中「観覧料」を「観覧料金」に改める。

（金沢湯涌夢二館条例の一部改正）

第13条 金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「（観覧料金）」に改め、同条中「観覧料を納入しなければ」を「第12条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））に対し、その観覧に係る利用料金（以下「観覧料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第6条第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第6条第2項中「の観覧料」を「の観覧料金」に、「市長がそのつど観覧料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第6条の2本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第7条の見出し中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「市長の定めるところにより、観覧料金」に改める。

第8条の見出し及び同条本文中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第10条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中「観覧料」を「観覧料金」に改める。

（金沢市スポーツ広場条例の一部改正）

第14条 金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項を次のように改める。

内川スポーツ広場の少年野球場、レストハウスの会議室若しくは遊びの広場の有料遊戯施設（遊びの広場の遊戯施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）若しくは附属設備又は戸室スポーツ広場の少年野球場若しくは市民農園を使用しようとする者は、第15条第2項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第9条第2項中「前項に規定する使用料（以下「使用料」という。）」を「利用料金」に、「承認の際に」を「承認の際」に、「に納付しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2から別表第4までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「市長の定めるところにより、利用料金」に改める。

第11条の見出し及び同条本文中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第13条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第2第1項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同項の表中「使用料」を「利用料金」に改め、別表第2第2項中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第3及び別表第4中「使用料」を「利用料金」に改める。

（金沢市おしがはら工房条例の一部改正）

第15条 金沢市おしがはら工房条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（使用料金）

第8条 使用者は、第15条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その使用に係る利用料金（以下「使用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。
- 3 使用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

第9条の見出し中「使用料」を「使用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「市長の定めるところにより、使用料金」に改める。

第10条の見出し及び同条本文中「使用料」を「使用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「使用料金」に改める。

第13条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表の摘要中「使用料」を「使用料金」に改める。

（金沢蓄音器館条例の一部改正）

第16条 金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「（観覧料金）」に改め、同条中「観覧料を納入しなければ」を「第12条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））に対し、その観覧に係る利用料金（以下「観覧料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第6条第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第6条第2項中「の観覧料」を「の観覧料金」に、「市長がそのつど観覧料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第6条の2本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第7条の見出し中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「市長の定めるところにより、観覧料金」に改める。

第8条の見出し及び同条本文中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第10条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中「観覧料」を「観覧料金」に改める。

（金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部改

正)

第17条 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を発行すること」を「の発行」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、文化施設又は歴史的観光施設の管理を行わせる者として市長が指定したものをいう。

第3条第1項中「市長は」の次に「、指定管理者との協議により、当該指定管理者に対し」を加え、「発行する」を「発行させる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 共通観覧券の発行を受けようとする者は、共通観覧券を発行する指定管理者に対し、その共通観覧券の購入に係る利用料金（以下「共通観覧料金」という。）を支払わなければならない。

第3条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「共通観覧料」を「共通観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 共通観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

4 共通観覧券の種別及び共通観覧券の利用に係る有効期間は、別表に定めるところによるものとし、共通観覧料金の額は、同表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第4条の見出し中「入場料等」を「観覧料金等」に改め、同条中「入場料、観覧料」を「観覧料金、入場料金」に、「入園料」を「入園料金」に、「入館料」を「入館料金」に、「納入した」を「支払った」に改める。

第5条の見出し中「共通観覧料」を「共通観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「共通観覧料」を「市長の定めるところにより、共通観覧料金」に改める。

第6条の見出し及び同条本文中「共通観覧料」を「共通観覧料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「共通観覧料」を「共通観覧料金」に改める。

第7条中「発行する」を「発行させる」に改める。

（前田土佐守家資料館条例の一部改正）

第18条 前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「（観覧料金）」に改め、同条第1項中「観覧料を納入しなければ」を「第12条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その観覧に係る利用料金（以下「観覧料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第2項中「共通観覧料」を「共通観覧料金」に、「納入した」を「支払った」に、「の納入」を「の支払」に、「による観覧料」を「による観覧料金」に改め、同条に次の1項を加える。

3 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とす

る。

第6条第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第6条第2項中「の観覧料」を「の観覧料金」に、「市長がそのつど観覧料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第6条の2本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第7条の見出し中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「市長の定めるところにより、観覧料金」に改める。

第8条の見出し及び同条本文中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第10条中「(昭和22年法律第67号)」及び「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削る。

別表中「普通観覧料」を「普通観覧料金」に、「共通観覧料」を「共通観覧料金」に、「の観覧料」を「の観覧料金」に改める。

(室生犀星記念館条例の一部改正)

第19条 室生犀星記念館条例(平成14年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「(観覧料金)」に改め、同条中「観覧料を納入しなければ」を「第12条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))に対し、その観覧に係る利用料金(以下「観覧料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第6条第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第6条第2項中「の観覧料」を「の観覧料金」に、「市長がそのつど観覧料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第6条の2本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第7条の見出し中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「市長の定めるところにより、観覧料金」に改める。

第8条の見出し及び同条本文中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第10条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中「観覧料」を「観覧料金」に改める。

（金沢湯涌創作の森条例の一部改正）

第20条 金沢湯涌創作の森条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（使用料金）

第11条 使用者は、第18条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その使用に係る利用料金（以下「使用料金」という。）を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

第12条の見出し中「使用料」を「使用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「市長の定めるところにより、使用料金」に改める。

第13条の見出し及び同条本文中「使用料」を「使用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「使用料金」に改める。

第16条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中「使用料」を「使用料金」に改める。

（金沢21世紀美術館条例の一部改正）

第21条 金沢21世紀美術館条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（観覧料金）」に改め、同条第1項中「別表第2に定める観覧料を納入しなければ」を「第21条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その観覧に係る利用料金（以下「観覧料金」という。）を支払わなければならない」に、「市長」を「指定管理者」に、「観覧料の」を「観覧料金の」に改め、同条第4項中「共通観覧料」を「共通観覧料金」に、「納入した」を「支払った」に、「納入に」を「支払に」に、「観覧料（）」を「観覧料金（）」に、「観覧料に」を「観覧料金に」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「観覧料」を「観覧料金」に、「市長が」を「指定管理者が市長の承認を受けて」に、「市に納入しなければ」を「指定管理者に支払わなければならない」に、「市長は」を「指定管理者は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「観覧料」を「観覧料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とす

る。

- 3 観覧料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第11条を次のように改める。

(特別観覧料金)

第11条 特別観覧者は、指定管理者に対し、その特別観覧に係る利用料金（以下「特別観覧料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 特別観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。
- 3 特別観覧料金の額は、1点1回につき4,110円の範囲内で規則で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 特別観覧料金は、特別観覧の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、特別観覧料金の全部又は一部を後納させることができる。

第11条の次に次の1条を加える。

(使用料金)

第11条の2 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（以下「使用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。
- 3 使用料金の額は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

第12条の見出し中「観覧料等」を「観覧料金等」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料、特別観覧料及び使用料（以下「観覧料等」を「市長の定めるところにより、観覧料金、特別観覧料金及び使用料金（次条において「観覧料金等」に改める。

第13条の見出し及び同条本文中「観覧料等」を「観覧料金等」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料等」を「観覧料金等」に改める。

第19条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第2中「普通観覧料」を「普通観覧料金」に、「共通観覧料」を「共通観覧料金」に、「特別展観覧料」を「特別展観覧料金」に、「市長が」を「指定管理者が市長の承認を受けて」に、「観覧料を」を「観覧料金を」に改める。

別表第3中「第11条」を「第11条の2」に改め、同表その1中「市民ギャラリー、控室等使用料」を「市民ギャラリー、控室等使用料金」に改め、同その1第1項中「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第2項及び第3項中「使用料は」を「使用料金は」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第4項中「使用

料」を「使用料金」に改め、同表その2中「施設使用料」を「施設使用料金」に改め、同その2第1項中「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その2第2項及び第3項中「使用料は」を「使用料金は」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その2第4項中「使用料」を「使用料金」に改め、同その2第5項中「使用料は」を「使用料金は」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その2第6項中「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同表その3中「附属設備使用料」を「附属設備使用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「使用料金」に改める。

(徳田秋聲記念館条例の一部改正)

第22条 徳田秋聲記念館条例(平成16年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条の前の見出しを「(観覧料金)」に改め、同条中「観覧料を納入しなければ」を「第13条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その観覧に係る利用料金(以下「観覧料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第7条第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第7条第2項中「の観覧料」を「の観覧料金」に、「市長がそのつど観覧料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて観覧料金の額を定めるものとする」に改める。

第7条の2本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第8条の見出し中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「市長の定めるところにより、観覧料金」に改める。

第9条の見出し及び同条本文中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第11条中「(昭和22年法律第67号)」及び「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削る。

別表中「観覧料」を「観覧料金」に改める。

(金沢文芸館条例の一部改正)

第23条 金沢文芸館条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第6条の前の見出しを「(観覧料金)」に改め、同条中「観覧料を納入しなければ」を「第18条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その観覧に係る利用料金(以下「観覧料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とす

る。

第7条を次のように改める。

第7条 観覧料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第8条本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第12条を次のように改める。

(使用料金)

第12条 使用者は、指定管理者に対し、交流サロン等の使用に係る利用料金（以下「使用料金」という。）を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

第13条の見出し中「観覧料等」を「観覧料金等」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料及び使用料（以下「観覧料等」を「市長の定めるところにより、観覧料金及び使用料金（以下「観覧料金等」に改める。

第14条の見出し及び同条本文中「観覧料等」を「観覧料金等」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料等」を「観覧料金等」に改める。

第16条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1中「普通観覧料」を「普通観覧料金」に、「年間観覧料」を「年間観覧料金」に、「の観覧料」を「の観覧料金」に改める。

(金沢能楽美術館条例の一部改正)

第24条 金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の前の見出しを「（観覧料金）」に改め、同条第1項中「観覧料を納入しなければ」を「第18条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その観覧に係る利用料金（以下「観覧料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第3項中「共通観覧料」を「共通観覧料金」に、「納入した」を「支払った」に、「の納入」を「の支払」に、「による観覧料」を「による観覧料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「観覧料」を「観覧料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第7条第1項を次のように改める。

観覧料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第7条第2項中「の観覧料」を「の観覧料金」に、「市長がそのつど観覧料の額を定める」を「指定管理者がその都度市長の承認を受けて定めるものとする」に改める。

第8条本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改める。

第12条を次のように改める。

(使用料金)

第12条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（以下「使用料金」という。）を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

第13条の見出し中「観覧料等」を「観覧料金等」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料及び使用料（以下「観覧料等」を「市長の定めるところにより、観覧料金及び使用料金（以下「観覧料金等」に改める。

第14条の見出し及び同条本文中「観覧料等」を「観覧料金等」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料等」を「観覧料金等」に改める。

第16条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1中「普通観覧料」を「普通観覧料金」に、「共通観覧料」を「共通観覧料金」に、「の観覧料」を「の観覧料金」に改める。

(金沢市ものづくり会館条例の一部改正)

第25条 金沢市ものづくり会館条例（平成21年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「前納しなければ」を「利用の承認の際、支払わなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「利用料金」の次に「の額」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

(金沢湯涌江戸村条例の一部改正)

第26条 金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（入園料金）」に改め、同条第1項中「別表第1に定める入園料を納入しなければ」を「第16条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その入園に係る利用料金（以下「入園料金」という。）を支払わなけれ

ば」に改め、同条第2項本文中「入園料」を「入園料金」に、「に納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「入園料」を「入園料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 入園料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 入園料金の額は、別表第1に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第10条を次のように改める。

(使用料金)

第10条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（以下「使用料金」という。）を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表第2に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

第11条の見出し中「入園料等」を「入園料金等」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「入園料及び使用料（以下「入園料等」を「市長の定めるところにより、入園料金及び使用料金（以下「入園料金等」に改める。

第12条の見出し及び同条本文中「入園料等」を「入園料金等」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「入園料等」を「入園料金等」に改める。

第14条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1中「入園料」を「入園料金」に改める。

(鈴木大拙館条例の一部改正)

第27条 鈴木大拙館条例（平成23年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを「（入館料金）」に改め、同条中「入館料を納入しなければ」を「第15条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その入館に係る利用料金（以下「入館料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入館料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第8条第1項を次のように改める。

入館料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第8条第2項中「の入館料」を「の入館料金」に、「市長」を「指定管理者」に、

「入館料の額を定める」を「市長の承認を受けて入館料金の額を定めるものとする」に改める。

第9条本文中「入館料」を「入館料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「入館料」を「入館料金」に改める。

第10条の見出し中「入館料」を「入館料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「入館料」を「市長の定めるところにより、入館料金」に改める。

第11条の見出し及び同条本文中「入館料」を「入館料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「入館料」を「入館料金」に改める。

第13条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中「入館料」を「入館料金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条から第27条まで（第11条、第17条及び第25条を除く。）の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により納入された施行日以後の使用、入場、観覧、特別観覧、入園又は入館に係る使用料、入場料、観覧料、特別観覧料、入園料又は入館料は、第1条から第27条まで（第11条、第17条及び第25条を除く。）の規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により支払われた利用料金、使用料金、入場料金、観覧料金、特別観覧料金、入園料金又は入館料金（以下「利用料金等」という。）とみなす。
- 3 施行日前に第1条の規定による改正前の金沢市体育施設条例第6条、第9条の2、別表第2の3又は別表第4の規定に基づき発行された総合・市民体育館使用券、市民体育館使用券、陸上競技場使用券、プール使用券、総合体育館使用券、金沢市体育施設使用回数券又は金沢市体育施設利用券（以下「使用券等」という。）は、当該使用券等を使用することができる期間内に限り、第1条の規定による改正後の金沢市体育施設条例第6条、第9条の2又は別表第2の3の規定に基づき発行された使用券等とみなす。
- 4 施行日前に第17条の規定による改正前の金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例第3条又は第7条の規定に基づき発行された共通観覧券は、当該共通観覧券の利用に係る有効期間内に限り、第17条の規定による改正後の金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例第3条又は第7条の規定に基づき発行された共通観覧券とみなす。
- 5 利用料金等の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

平成30年(2018年)3月26日 印刷

平成30年(2018年)3月26日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄